

## ソ連から見た「北方領土問題」

— 『日本年鑑 (ЯПОНИЯ ежегодник)』資料分析を通して —

大 崎 巖

目次

はじめに

[1] 「日本外交論文」(1972 - 1984)における「北方領土問題」

[2] 「対日戦勝利40周年記念論文」(1985 - 1986)における「北方領土問題」

[3] ゴルバチョフ時代(1985 - 1991)の「北方領土問題」

まとめにかえて

### はじめに

本稿では、年刊誌『日本年鑑 (ЯПОНИЯ ежегодник)』の資料分析を通し、従来の先行研究では必ずしも十分ではなかった「ソ連から見た『北方領土問題』」<sup>1)</sup>について、ソ連の政治的イデオロギーの中で「北方領土問題」がどのような「政治的意義」を与えられてきたかを明らかにすることを目的とする。

同年鑑は、ソ連時代の1972年に創刊され<sup>2)</sup>、創刊時はソ連科学アカデミー東洋学研究所・極東研究所の協力によって、現在はロシアにおける日本研究拠点であるロシア科学アカデミーの東洋学研究所・極東研究所・世界経済国際関係研究所および日本研究者協会の研究者らによって2014年現在に至るまで刊行され続けている。同年鑑にはソ連における日本研究の拠点に属する研究者らによる論文が掲載されており、ソ連時代は公式路線から外れる見解を出すことが不可能であったことから、ソ連の国内政治のイデオロギーの中での「北方領土問題」に関するソ連側の公式論理の展開を体系的に分析する上で重要な資料であると考ええる。

本稿が分析の対象とした時期は、1972年以降ゴルバチョフ政権までの時期とした。その理由は、本稿の研究の主題が、1972年以降刊行されている年刊誌『日本年鑑 (ЯПОНИЯ ежегодник)』の資料分析を通し、ソ連の政治的イデオロギーの中で「北方領土問題」に付与された「政治的意義」

を解明することに限定されているからである。そこで、この課題にアプローチする方法として、イタリアの政治学者であるチアラ・ポッティチの研究に着目する。ポッティチは、「政治的神話」を、「ある社会集団（あるいは社会）の成員たちが、彼らの政治的経験や政治的行為に意義（significance）を与える際に用いる共通の物語に関する作業」と定義している<sup>3)</sup>。本稿では、ポッティチのこの定義を踏まえ、「政治的意義」という用語について、「ある社会の成員たちが、共通の言説を利用しながら、彼らの政治的経験や政治的行為に与える意義」という概念規定を与えることとする。したがって、本稿では、『日本年鑑』資料を中心とした分析を通し、ソ連政府が、いかなる共通の言説を利用しながら、いかに、自らの政治的行為の所産であるとも言える「北方領土問題」に「政治的意義」を付与し続けてきたかを明らかにすることを主たる目的とする。

日本における「北方領土問題」に関する先行研究の課題から見えてくることは、現在、日本では、ロシア政治に見られる原理・原則やソ連時代から現代ロシアにかけて一貫する日ソ領土問題に関する公式路線といったものが必ずしも十分に理解されているとは言えないという点である。それゆえ、現代ロシア政治を突き動かす動因を理解するためにも、ソ連政府の立場を明確にし、ソ連の公式見解の持つ論理構成の特徴とその一貫性を解明する必要がある。また、ソ連政府の公式論理の中で展開される日ソ関係に関する「伝統的な階級闘争観」<sup>4)</sup>に基づいたソ連における先行研究の議論をもとに、ソ連と現代ロシアにおける「南クリルの問題」に関する公式の論理の連関性と継続性を考察することにより、資本主義と社会主義との間のイデオロギー対立を背景としないソ連側・ロシア側の論理の特徴を見出すことが可能になると考える。

したがって、本稿は、ソ連時代の「北方領土問題」に関する公式論理の本質と背景、その論理構成の特徴と一貫性を解明し、そこに付与された「政治的意義」を分析することにより、現代ロシアの公式論理との継続性が意味するものは何か、という今後の研究課題の分析基盤を提供するものである。

日本で「北方領土問題」、ロシアで「南クリル諸島の帰属をめぐる問題」あるいは「南クリルの問題」と呼ばれている日ソ間の領土問題について、一般にソ連末期の1985年のゴルバチョフ政権誕生以降に領土交渉が新たな局面を迎えたと理解されている<sup>5)</sup>。確かに、1991年4月18日、ゴルバチョフ大統領が訪日した際に出された「日ソ共同声明」<sup>6)</sup>には、国後・択捉を含む係争4島が明記された上で日ソ間に「領土画定の問題」が存在することが初めて文書で確認された<sup>7)</sup>。しかしながら、同大統領は平和条約締結後の歯舞・色丹の引き渡し義務について規定されている「日ソ共同宣言」（以下、「56年宣言」）を声明に明記することを最後まで拒否し、91年の声明に「56年宣言」の文字が載ることはなかった<sup>8)</sup>。

「ベレストロイカ」や「グラスノスチ」、「新思考外交」など国内政策・対外政策を抜本的に変更したゴルバチョフは、1991年4月の訪日前に、ソ連科学アカデミー「国家と法研究所」等に「北方領土」の法的地位について内部的に分析を依頼し、その際、次のような意向を示して

いたとされる。すなわち、「クリル諸島（千島列島）はソ連の固有の領土だというような、これまでのソ連の立場はいらぬ。政治的な配慮の入らない、もっと客観的な分析、とりわけ日本側の立場の強い部分について分析が必要だ。ソ連の立場についても、弱い側面と強い側面の両方を知りたい」<sup>9)</sup>と。その結果、「イトゥルプ、クナシル、シコタン、ハボマイの諸島に対する権原について」(以下、「ゴルバチョフ政権内部文書」)が作成され<sup>10)</sup>、以下の結論が導き出されている。「シコタン島とハボマイ群島に関して言えば、日本側の立場はより論拠がある。これら諸島は、1855年から1945年まで常に日本によって統治され、北海道島の一部としてみなされてきたのであり、それゆえ、サンフランシスコ条約の意味での『クリル諸島』という概念の中にはおそらく入らないだろう。肝要なことは、両国によって批准された1956年のソ日共同宣言に基づいて、ソ連が平和条約締結後にシコタン島とハボマイ群島を日本に引き渡す義務を負ったということである。」<sup>11)</sup>と。しかしながら、ゴルバチョフ大統領は、「56年宣言」に基づく妥協の姿勢を見せることはなかった。その理由として、同大統領は、後に、「学者は視野が狭い。広大な国の責任者としては日本との関係だけを考慮しては行かない」<sup>12)</sup>と述べている。

1991年にゴルバチョフ大統領が妥協しなかった理由を考えるにあたって、ソ連国内の政治的イデオロギーの中で「北方領土問題」にいかなる「政治的意義」が与えられていたかを理解することが必要である。なぜならば、同大統領が「北方領土問題」に関する自らの態度を決定するにあたり、そのような「政治的意義」を否定することができなかったソ連国内の政治的背景が存在していた可能性があるからである。

ソ連崩壊直後の1992年3月に領土問題解決のためロシア側から日本側に対して出された非公式提案、いわゆる「92年秘密提案」<sup>13)</sup>を立案したゲオルギー・クナーゼ元ロシア連邦外務次官(現ロシア科学アカデミー世界経済国際関係研究所主任研究員)は、2008年3月26日の筆者のインタビューに対し、次のように述べている。「『第二次大戦勝利』は、今の世代のロシアの人々にとってさえ、ロシアの歴史上の主要な出来事、他に並び立つもののない重要な出来事であると言える。あなたの言うように、『日本はクリルをめぐって非常に目的志向的な政治的神話を作り上げたが、ソ連やロシアはそのようなことはしなかった』というのは正しい。しかしながら、ロシアでは、『南クリルの問題』は『第二次大戦勝利』にかかわる『政治的神話』の一部なのである。」<sup>14)</sup>と。

また、1996年から2003年まで駐日本ロシア連邦特命全権大使を務めたアレクサンドル・パノフ現ロシア科学アカデミー米国・カナダ研究所主任研究員は、2014年3月20日の筆者のインタビューに対し、「第二次世界大戦の結果」としてクリル諸島がロシア領に属しているという理解はソ連時代を含め常に存在していたことを指摘し、「南クリルの問題」が第二次世界大戦についての政治的イデオロギーの中で政治的機能を果たし続けてきたことを暗に認めている<sup>15)</sup>。

ソ連崩壊後の新生ロシアの対日政策を主導した両元ロシア外務省高官の発言は、領土問題交渉におけるロシアの妥協の限界ならびに「南クリルの問題」がソ連・ロシアの国内政治の中で与えられてきた「政治的意義」を理解する一助となり得るものである。

日本における「北方領土問題」に関する従来の先行研究では、「ロシアから見た『北方領土問題』』という視点が十分に反映されているとは言えず、現代ロシアの国内政治において「南クリルの問題」が果たす政治的機能に焦点をあて、「北方領土問題」に関するロシア側の論理を正面から論じるとした研究は弱いと言える<sup>16)</sup>。それゆえ、ロシア連邦誕生後の「南クリルの問題」の公式な論理と比較・分析するためには、ソ連末期に世界経済国際関係研究所日本部長として「ゴルバチョフ政権内部文書」作成に参加したクナーゼがソ連崩壊直後にロシア連邦外務次官として新生ロシアの対日政策責任者に就任したことを受けて、「北方領土問題」をめぐるソ連側の論理がどのように展開し、いかなる「政治的意義」が付与されてきたかを理解する必要がある。したがって、本稿の意図は、ソ連の立場を明確にし、ソ連の公式見解の持つ論理構成の特徴とその一貫性を解明することにある。

本稿の資料分析の方法として、ソ連時代の変化する論理と一貫する論理を明らかにするため、ゴルバチョフ政権成立前とゴルバチョフ政権成立後の「北方領土問題」に関する論文、および「対日戦勝利40周年記念論文」をそれぞれ分析し、「北方領土問題」についてのソ連側の論理の展開について考察する。

### [1] 「日本外交論文」(1972 - 1984) における「北方領土問題」

現代ロシア政治を突き動かす動因を理解するためには、ソ連時代の基本的な公式論理を事実として客観的に認識する必要がある。また、『日本年鑑』で展開されている「北方領土問題」に関するソ連の日本研究者の分析は、将来、領土問題を日ロ双方が妥協して解決するための鍵となる要素が含まれている可能性がある。

『日本年鑑』はソ連時代の1972年から刊行されているが、ゴルバチョフ政権が誕生する1985年以前のものについては、主に、「概観」、「外交政策と内政」、「経済、科学、技術」、「イデオロギーと文化」、「研究生活」、「日本関連文献（著作）」、「付録」の7項目から構成されている。本章では、主に、1972年から1988年まで毎年執筆され続けていた「概観」内の特に重要であると思われる日本外交に関する論文の中で展開されている「北方領土問題」をめぐるソ連側の公式論理を、ゴルバチョフ政権が誕生する1985年より前の時期に絞って分析する。その上で、ソ連の国内政治の政治的イデオロギーの中で「北方領土問題」がいかなる「政治的意義」を与えられていたかについて明らかにしたい。すでに概念規定をしたように、本稿では、「政治的意義」という概念を、「ある社会の成員たちが、共通の言説を利用しながら、彼らの政治的経

160 (730)

験や政治的行為に与える意義」として、用いることとする。したがって、本稿を通して、ソ連政府が、どのような共通の言説を利用しながら、いかにして、自らの政治的行為の所産であるとも言える「北方領土問題」に「政治的意義」を付与し続けてきたかという問題意識から、議論を展開していくこととする。

1975年は、ソ連で「軍国主義日本に対する勝利30周年」ならびに「日本との外交関係樹立50周年」が祝われた年である。1976年に刊行された『日本年鑑 1975』の中で、A.S.セメノフが執筆した論文「ソ日関係50年」<sup>17)</sup>(以下、「セメノフ論文」)では、日ソ関係の重要な出発点は軍国主義日本に対する勝利であるということが主張されている。セメノフは、「30年前、軍国主義日本(ヒトラー・ドイツの主要な同盟国)の無条件降伏に関する協定が調印された。そのようにして第二次世界大戦(最も血にまみれ、最も破壊的な戦争)は終結したのである」と述べ<sup>18)</sup>、ソ連と日本の関係の正常化に関しては、次のことに言及している。すなわち、「日本とその外部においてソ日関係の正常化を許容しないことを志向するような勢力の抵抗の結果、アジアにおける緊張緩和や正常化プロセスは長い間引き延ばされてきた。」と<sup>19)</sup>。そして、そのような「外部」との関連で、「モスクワ交渉の成行きに影響を与えるという目的で日本政府向けに出されたアメリカ合衆国政府の1956年9月10日の覚書」<sup>20)</sup>について特に注意が払われている。領土問題やクリル諸島に関する直接的な言及はないものの、「双方は、平和的な手段で係争問題を解決する義務がある」ということが言及されている<sup>21)</sup>。

日ソ平和条約の締結を阻害しているその他の要因の中でセメノフが強調していることは、「日本には、この条約の問題を審議するに際し現実的なアプローチをとりたいと思わないような、また、第二次世界大戦後に形成された現実を考慮したくないような影響力のある勢力が存在する」という点である<sup>22)</sup>。そして、セメノフ自身は「領土問題」という言葉を使用することを慎重に避けながらも、ブレジネフ・ソ連共産党中央委員会書記長の次の言葉を引用している。「いわゆる『領土問題』を利用しようとするいくつかの日本のグループの試みは、もちろん、ソ日関係の利益にはならない。然るべき条約を基礎としてソ日関係を完全に正常化することを困難にしているのは、日本における外国の軍事基地の存在である」<sup>23)</sup>と。

このように、「セメノフ論文」では、ヒトラー・ドイツの主要な同盟国である軍国主義日本に対する勝利こそが日ソ関係の重要な出発点であるということが主張されており、第二次世界大戦の世界史的な意義ならびに対日戦勝利の意義についてのソ連側の評価が明らかにされている。また、日本の四島返還要求を支持した「アメリカ合衆国政府の1956年9月10日の覚書」や「日本における外国の軍事基地の存在」について言及され、「北方領土問題」のイデオロギー化にアメリカ政府が果たした役割が指摘されている。

以上の指摘から言えることは、すでに『日本年鑑 1975』の「セメノフ論文」の中で、日ソ平和条約締結の阻害要因として「第二次世界大戦後に形成された現実を考慮したくない影響力



のある勢力の存在」があげられ、「北方領土問題」と「第二次世界大戦の結果」とは相容れないものであることが主張されていて、「いわゆる領土問題」という言葉を使用しながら、日本側の作為性が強調されているという点である<sup>24)</sup>。

D.V. ペトロフは、『日本年鑑 1976』の論文「1975年の日本の外交政策」<sup>25)</sup>の中で、「ソ日関係の発展を著しく阻害しているのは、いわゆる『北方領土問題』、すなわち、クリル諸島を構成する島々であるクナシル、イトゥルプ、ハボマイ、シコタンに対する日本の不法かつ根拠のない要求を誇張しようとするある特定グループの試みである。」と強調している<sup>26)</sup>。ペトロフは、「ソ日友好関係のさらなる発展に求められるのは、人工的に作り上げられた障害を排除することであり、同時に、相互利益の原則の厳格な遵守を基礎に双方が建設的な解決策を探し求め合おうとすることである」と結論づけている<sup>27)</sup>。

この論文では、「北方領土問題」という用語が括弧付きで登場して係争諸島の名称について明らかにされている点、「相互利益の原則」という言葉が使われ始めている点が特徴的である。また、「人工的に作り上げられた障害」という表現で「北方領土問題」の作為性が主張されている<sup>28)</sup>。

国際情勢との関係で言えば、1970年代後半から80年代前半にかけて、米ソによる200浬<sup>4</sup>漁業専管水域設定とその後の日ソ漁業交渉、ソ連のアフガニスタンへの軍事介入、日本政府による「北方領土問題」の政治的イデオロギー化<sup>29)</sup>といった出来事が発生した。「はじめに」で述べたように、ソ連共産党の支配はブルジョワ陣営と共産主義陣営のイデオロギー対立に基礎をおいて正統化されていたと言えるのであり、ソ連時代の日ソ間の領土問題に関する先行研究は、そのようなイデオロギー対立を背景としたソ連政府の公式の立場に拘束されていたとすることができる。そして、ソ連における先行研究が、まさに、「伝統的な階級闘争観」に基づくイデオロギー対立という観点から日ソ関係を分析していたことにより、日ソ間の外交問題である「北方領土問題」が日本の国内政治・対外政策の展開の中で政治的イデオロギー化されていったことに対するソ連側の反応として、日本国内における同問題の政治的作為性という観点からの分析が行われている。結果として、そのような拘束があるがゆえに、当時の世界政治におけるイデオロギー上の闘争について、ソ連側がどのように解釈し、どう性格づけていたかという課題にアプローチすることができる。すなわち、国際情勢との関係でソ連側論理を分析することにより、ソ連国内政治において「北方領土問題」にいかなる「政治的意義」が付与されたかについてより明確に分析することが可能となると考える。以下、ソ連における先行研究のそのような特徴を踏まえた上で、国際情勢における各出来事との関連の中で、「北方領土問題」をめぐるソ連側の論理の展開について議論を進めることとする。

最初に、1977年2月から5月にかけて行われた日ソ漁業交渉について見てみよう。同交渉について、『日本年鑑 1977』にはS.I. ヴェルビツキー「日本の外交政策：世界で新たな役割を

求めて」<sup>30)</sup>(以下、「ヴェルビツキー論文」),『日本年鑑 1978』にはD.V.ペトロフ「1977年における日本の外交政策」<sup>31)</sup>(以下、「ペトロフ論文」)ならびにG.K.コンスタンチノフ「漁業領域におけるソ日関係」<sup>32)</sup>(以下、「コンスタンチノフ論文」)が寄稿された。

まず、「ヴェルビツキー論文」では、日ソ漁業交渉との関連で、1977年6月7日のプラウダ紙(Правда)に掲載された、朝日新聞編集長の質問に対するブレジネフ・ソ連共産党中央委員会書記長の以下の受け答えが引用されている。「日本の誰かが、明らかに外部からの影響を受け、ソ連に対し非友好的なキャンペーンを展開するために、また、ソ連への不法な領土要求を推し進めていくために、漁業問題に関する交渉を利用しようとしている」と<sup>33)</sup>。そして、同論文では、「1976年における日本の外交活動は、アジア太平洋地域におけるアメリカの戦略に以前より積極的に参加する方向でなされた」と結論づけられている<sup>34)</sup>。ヴェルビツキーによると、日本の国際的権威の強化は、「日本の指導者が今日の世界の現実を十分に考慮することができるかどうかには相当程度かかっている」としている<sup>35)</sup>。

同様に、「ペトロフ論文」では、1977年における日ソ関係の主要な問題として漁業問題が挙げられている。1977年春の日ソ漁業交渉とは、1976年にアメリカや欧州諸国などが200<sup>海里</sup>の漁業専管水域を採用し、それを受けて同年ソ連も同水域を採用したことに伴い、新しい日ソ漁業の枠組みをどうするかについて、日ソ両国が、領土問題をも巻き込む形で、1977年2月末から5月末にかけて行った交渉のことである<sup>36)</sup>。ここでペトロフは、200<sup>海里</sup>水域に関して、「アメリカ合衆国やその他の列強の行動への報復措置としてやむなく取ったソ連政府の解決策が、日本政府により、広範な反ソキャンペーンを煽り立てるため、そして何よりも、ソ連沿岸に接している海域での漁業調整の問題を、クリル諸島を構成する4島に対する日本の根拠のない不法な要求と作為的に結び付けようとするために利用された」ことを指摘している<sup>37)</sup>。

当時の反ソキャンペーンに関する認識について、「コンスタンチノフ論文」では、次のように叙述されている。「そのようなキャンペーンを展開するための口実となっているのは、1977年2月24日に承認された一時的措置の導入に関するソ連閣僚会議の決定の中で、これらの措置が大クリル諸島と小クリル諸島<sup>38)</sup>の周辺水域にまで効力が及ぶことが指摘されていたという事情である。実際はずっと以前に解決済みの悪名高い『領土問題』を引っ張り出すことにより、反ソキャンペーンの主導者たちは、もしソ連が自らの一時的な措置の効力の及ぶ範囲の中にこれら諸島を含めると主張するならばソ連と合意するな、と日本政府に要求したのである。」と<sup>39)</sup>。また、コンスタンチノフは、「ソ連がまるでいわゆる『領土問題』に関する自らの決定を日本に押し付けようとしているかのようなことでソ連を非難しながら、その問題を純粋な漁業交渉の中に持ち込み、いわゆる『北方領土』(イトウルプ、クナシル、シコタン、ハボマイ)を日本に引き渡すことなくして漁業問題の解決は不可能であるということを世論に説得しようと企図したのである」と指摘している<sup>40)</sup>。

これら3本の論文の基底にあるソ連側の論理とは何であろうか。「ヴェルビツキー論文」では、アメリカの関与を意識しつつ、「北方領土問題」は「ソ連への不法な領土要求」であることが主張され、「日本の指導者が今日の世界の現実を十分に考慮すること」の必要性を指摘している。「ペトロフ論文」では、「クリル諸島を構成する4島に対する日本の根拠のない不法な要求」という表現で「北方領土問題」を否定し、「コンスタンチノフ論文」では、「いわゆる『領土問題』」という表現を用いながらも「北方領土」の構成諸島を明記し、漁業問題と領土問題を結び付けて漁業交渉を行ったと日本側を非難している。すなわち、「北方領土問題」へのアメリカ政府の関与を意識している点、「今日の世界の現実を十分に考慮」という表現で「第二次世界大戦の結果」を尊重することの重要性を指し示している点、「いわゆる北方領土」という言葉の使用により日本側の作為性を強調している点、「北方領土」という用語を括弧付きで紹介しながらも係争諸島の名称について明記している点で、『日本年鑑 1975』の「セメノフ論文」や『日本年鑑 1976』に寄稿されたペトロフの論文の論理構成の特徴がここでも一貫して見られるのである。

一方、『日本年鑑 1979』において、N.N. ニコラエフは、「日本の外交政策の若干の問題」<sup>41)</sup>の中で、「ソ日関係のさらなる強化の障害となっているのは、堅固とした条約上の基礎が欠如していることである。しかしながら、戦中・戦後の諸条約によりいわゆる両国間の『領土問題』はずっと以前に解決済みであるということが良く知られているにもかかわらず、日本では、平和条約締結の条件として、南クリル諸島に対する日本の要求を満足させることが突出しているのである」と指摘している<sup>42)</sup>。このニコラエフの論文で取り上げられている「戦中・戦後の諸条約」とは、「ヒトラー・ドイツを打倒した主要国によるヤルタ会談とポツダム会談の決定ならびに日本とのサンフランシスコ条約」である<sup>43)</sup>。そして、ニコラエフは、平和条約締結に関するブレジネフの「日本側が第二次世界大戦の結果形成された現実に対して分別のあるアプローチを取るのであれば、これは迅速になすことが可能であろう」との言葉を引用している<sup>44)</sup>。

この論文では、日本が「第二次世界大戦の結果」を尊重することで平和条約が迅速に締結され得るとの論理が紹介されている。そして、日ソ間で平和条約が締結されていないことが日ソ関係の障害になっていることを認めつつ、「南クリル諸島に対する日本の要求」である「領土問題」は、ヤルタ会談、ポツダム会談、サンフランシスコ条約という具体的な諸条約により解決済みであるという論理が展開されている。1991年4月のゴルバチョフ大統領訪日前に作成された「ゴルバチョフ政権内部文書」では、日ソ領土問題の分析において鍵となる諸条約として、「ヤルタ合意」、「ポツダム宣言」、「国連憲章の敵国条項」、「サンフランシスコ平和条約」、「ソ日共同宣言」、「ソ日関係正常化に関するソ連第一外務次官と日本政府全権委員の交換書簡」が挙げられているが<sup>45)</sup>、『日本年鑑 1979』のニコラエフの論文の中で既にその内の3つの重要な諸条約についてソ連側の評価が明らかにされているのである。



最後に、ソ連のアフガニスタンへの軍事介入ならびに日本政府による「北方領土問題」の政治的イデオロギー化が進められた1970年代末から80年代初めにかけて『日本年鑑』に寄稿された5本の論文について、ソ連側の論理の展開をそれぞれ分析したい。

D.V. ペトロフは、『日本年鑑 1980』の論文「1970年代と80年代との境界における日本の外交政策」<sup>46)</sup>の中で、日本政治の中でアメリカ合衆国との軍事・政治同盟の方向が優先されていることを強調し、「何よりも『北方領土問題』を誇張しようとする反動グループの試みこそがソ日関係の改善を阻害している」と指摘している<sup>47)</sup>。その上で、「領土要求は、日本における架空の『ソ連の軍事的脅威』との関連で人工的に押し付けられた恐怖と緊密に絡み合っている」とのべ、「ソ日友好関係のさらなる強化という課題が求めているのは、人工的に作り上げられた障害を排除することであり、同時に、相互利益の原則の厳格な遵守を基礎に双方が建設的な解決策を探し求めようとする事だ」と結論づけている<sup>48)</sup>。

この論文は、相互利益の原則を訴えかけながら、日本政府が日米同盟を優先していることを強調し、「人工的に作り上げられた障害」という表現を使用することにより、日ソ関係の阻害要因としての〈アメリカ要因〉ならびに日本における「北方領土問題」の政治的作為性を意識した論文であると言えよう。

次に、O.V. ワシリエフは、『日本年鑑 1981』の論文「1980年における日本の外交政策の若干の問題」<sup>49)</sup>の中で、1980年の日ソ関係を特徴づける主要な要素としてアフガニスタンにおけるソ連の行動と関連した日本政府の「反ソキャンペーン」を挙げ、「ソ日関係の雰囲気には好ましくない影響を与えたのは、架空の『ソ連の軍事的脅威』に関して展開されているセンセーション」だと主張している<sup>50)</sup>。ワシリエフによると、まさにこの雰囲気こそが、「ソ連に対する不法かつ根拠のない領土要求キャンペーンの先鋭化のための滋養に富んだ環境となった」のである<sup>51)</sup>。また、「指摘されたキャンペーンは、日本政府の庇護のもと公然と行われ始めたのであり、そのことが特に明瞭に発現したのは、『北方領土の日』の宣言に関する閣議決定であった」ことが指摘されている<sup>52)</sup>。そして、ワシリエフは、「日本はソ連と平和条約を締結する準備が未だできていない」と結論づけている<sup>53)</sup>。

ここでは、ソ連のアフガニスタンへの軍事介入をめぐる日ソ関係の緊張と「架空の『ソ連の軍事的脅威』に関して展開されているセンセーション」が日本政府により「ソ連に対する不法かつ根拠のない領土要求キャンペーンの先鋭化」のために利用されたことが主張されている。そして、そのようなキャンペーンの先鋭化は、1980年から1981年にかけて「北方領土の日」が閣議決定されるなど日本政府による「北方領土問題」の政治的イデオロギー化<sup>54)</sup>が進められていったことに現れていると指摘している。このことと関連して、日本側の作為に対する反応としてのソ連側の作為という現象を考える必要性が生じてくる。なぜなら、日ソ間の領土問題は双方の主張が対立している外交問題であり、ソ連の国内政治において「北方領土問題」に「政治的意義」

が付与される際、日本側の政治的作為とは全く関係なく、一方的にソ連政府のみによって政治的作為がなされているということは考えにくいからである。

一方、『日本年鑑 1982』に寄稿された「1981年における日本の外交政策」<sup>55)</sup>の中で、D.V. ペトロフは、1981年には、「日本の実業界・政界グループの対ソ貿易経済関係の正常な発展に対する志向」<sup>56)</sup>が芽生え、「そのような建設的かつ現実的なアプローチの結果として双方は成功裏に漁業問題に関する交渉を行った」ことを指摘している<sup>57)</sup>。しかしながら、同時に、日本が一連の「制裁」<sup>58)</sup>を発動した契機となった継続的な「外部からの圧力」について強調しながら、そのような制裁の結果、「ソ日関係の前進的発展が停滞したのみならず、ある方面においては後退に追いやられた」と指摘している<sup>59)</sup>。ここで、ペトロフは、政治的な接触の水準が1981年に著しく低下したことに言及し、「『北方領土問題』、すなわち、大クリル諸島を構成するクナシル、イトゥルプならびに小クリル諸島<sup>60)</sup>に対する不法で根拠のない要求との関連で反ソ感情を押し付けようとする日本の支配勢力の試み」を問題としているのである<sup>61)</sup>。

さらに、ペトロフは、チーホノフ・ソ連閣僚会議議長の「我々の関係には、解決されていないとでも言うかのような『領土問題』といったテーマは存在しない」という言葉を引用する<sup>62)</sup>。2月7日の「北方領土の日」に関しては、ペトロフは、「公的なグループや右翼団体、いくつかのマスメディア団体によって扇動されたキャンペーンを全面的に活気づけようと呼びかける様々な行事に資金供給することを目的とした支出金が著しく増大した」ことにより、「日本政府が領土要求をめぐる情熱を燃え立たせる中で自らの前任者の限界を超えた」ことを指摘している<sup>63)</sup>。

このペトロフの論文については、日本の実業界・政界グループ内における「対ソ貿易経済関係の正常な発展に対する志向」の芽生えが漁業問題交渉の成功を導いたことが肯定的に評価されている。一方、「外部からの圧力」という表現を用いながら「北方領土問題」へのアメリカ政府の関与が念頭に置かれており、「北方領土問題」とは、「大クリル諸島を構成するクナシル、イトゥルプならびに小クリル諸島に対する不法で根拠のない要求」であり、「公的なグループや右翼団体、いくつかのマスメディア団体によって扇動されたキャンペーン」であると主張され、日本側の作為性が強調されているのである。

また、A.N. アレクサンドロフは、『日本年鑑 1983』の論文「1982年における日本の外交政策の特徴」<sup>64)</sup>の中で、「1982年における日ソ関係の情勢は困難なままに留まり続け、そのことは、日本の対外政策・国内政策における否定的な傾向が強化されていることから説明できる」と指摘している<sup>65)</sup>。そして、アレクサンドロフは、「レーガン政権によるグローバルな反ソ路線を支持する中で、日本が、ワシントンによってソ連に対して展開されている『制裁』政策に西欧諸国よりも『几帳面に』従っているだけではなく、西側陣営と反ソ計画の共通の路線を統合する措置に着手した」と主張している<sup>66)</sup>。ソ連に対する日本の外交政策路線の展開を分析しながら

ら、アレクサンドロフは、「日本では、日本政府が主導者であり、組織者でもあるソ連に敵対的な領土要求キャンペーンが強化されていった。このキャンペーンの規模は毎年増大している」と指摘しているのである<sup>67)</sup>。

この論文では、日本政府による「レーガン政権によるグローバルな反ソ路線」への支持ならびに「日本政府が主導者であり、組織者でもあるソ連に敵対的な領土要求キャンペーン」の強化が批判され、『日本年鑑 1980』のD.V.ペトロフの論文と同様、日ソ関係の阻害要因としての<アメリカ要因>ならびに日本における「北方領土問題」の政治的作為性について指摘する論文であると言える。

そして、D.V.ペトロフは、『日本年鑑 1984』の論文「1983年における日本の外交政策：緩和と破壊路線」<sup>68)</sup>の中で、「日本と諸外国との関係全体の中でソ連との関係は最も低い水準にある」との安倍晋太郎外務大臣の言葉を引用している<sup>69)</sup>。ペトロフは、「中曽根政権による反ソ路線の厳格化への旋回は、著しく、ワシントンの影響のもと遂行され、また、アメリカ政治の路線に従う準備ができてい実証する志向を示唆している」と指摘する<sup>70)</sup>。さらに、「1984年2月7日にさまざまな政府機関の指導のもと、日本で4回目にあたるいわゆる『北方領土の日』が実施された。日本の報復主義者たちが自らの戯言的なもくろみの中にどこまで迷い込んでいるかについては、今後5年間にわたる『北方領土の複合的な発展計画』の策定プログラムを首相官邸が是認したことが証明している。」と強調している<sup>71)</sup>。

この『日本年鑑 1984』のD.V.ペトロフの論文では、「中曽根政権による反ソ路線の厳格化」がワシントンの影響下で遂行されていることが批判され、同時に、「さまざまな政府機関の指導のもと、日本で4回目にあたるいわゆる『北方領土の日』が実施された」ことが強調されている。すなわち、『日本年鑑 1980』のD.V.ペトロフの論文ならびに『日本年鑑 1983』のA.N.アレクサンドロフの論文と同様、この論文でも、日ソ関係の阻害要因としての<アメリカ要因>ならびに日本における「北方領土問題」の政治的作為性が指し示されていると言える。

以上、ゴルバチョフ政権成立前の「北方領土問題」に関するソ連側の論理の展開を通して言えることは何であろうか。

上記の論文から言えることは、ソ連の日本研究者が、ソ連の軍国主義日本に対する勝利ならびに第二次世界大戦後に定着した秩序といった国際政治の現実を日本側が受け入れていないと考え、また、1980年代初めにかけての日本における「北方領土問題」の政治的イデオロギー化を背景に、日本側の作為性を強調するために「いわゆる領土問題」という表現を一貫して使用していることである。このことに関しては、現在は日口間の領土問題の存在について認め、「いわゆる領土問題」という表現を使用はしていないものの、2005年以降、「南クリルの問題」を「第二次世界大戦の結果」という政治的イデオロギーの中に明示的に位置づけている現ロシア政府の公式の見解<sup>72)</sup>がソ連の論理を継承していることがわかる。また、ソ連の日本研究者が日ソ

領土問題に関して重要な要因として指摘していることは、アメリカからの圧力ならびに影響力である。そして、現代ロシアの主要な日ロ関係の研究者が、現在の日ロ領土問題の本質を考えるにあたり、＜アメリカ要因＞の重要性を前提としているという点で、ここにも論理の継承性が見られるのである<sup>73)</sup>。

日ソ関係のみならず日本と他の国々との関係についても記述されている「日本外交論文」の中で、共産主義的レトリック、ソ連側の立場の強調、ソ連にとって不必要な詳細についての沈黙、ソ連政府の「平和志向的な特徴」の過剰かつ排他的な強調が散見される。それにもかかわらず、「日本外交論文」の著者たちの主張から言えることは、ソ連の外交政策は一つの重要な事実を拠り所としているということであり、その事実とは、「第二次世界大戦の結果」こそが現在の国際秩序を作り上げているというものであった。

国際情勢との関係で言えば、1970年代は米中・日中関係の改善や200<sup>3)</sup>漁業専管水域設定等さまざまな出来事が展開してきたわけであるが、日ソ漁業交渉が領土問題を巻き込む形で実施された1977年以降、ソ連のアフガニスタンへの軍事介入に対する日本を含む西側の経済制裁が実施され始め、また、日本政府によって「北方領土問題」の政治的イデオロギー化がピークに達していった1980年代初めにかけて、日ソ関係が悪化していく中、日本に対する否定的なメッセージが年々多く現れているという変化がみられるようになる。しかしながら、「北方領土問題」については、一貫して「第二次世界大戦の結果」により解決済みとされているのである。ゴルバチョフ政権成立前のソ連にとって、「北方領土問題」には、まさに、「アメリカ政府の影響を受けながら、第二次世界大戦後に形成された現実を考慮したくない日本の特定支配勢力が、ソ連との平和条約交渉の継続を妨害することによって政治的に作り上げている問題である」という「政治的意義」づけがなされていたということになる。それゆえ、「日本外交論文」において、「56年宣言」の領土条項には全く言及されておらず、領土問題はすでに解決済みであるとみなされ、「未解決の領土問題」というテーマを提起すること自体が不問にされてしまうことになる。

## [2] 「対日戦勝利40周年記念論文」(1985 - 1986)における「北方領土問題」

第二次世界大戦終結40周年にあたる1985年、『日本年鑑 1984』にI.I. タムギンスキーの「軍国主義日本に対する勝利40周年」<sup>74)</sup>(以下、「タムギンスキー論文」)が寄稿された。また、その翌年に刊行された『日本年鑑 1985』には、L.N. クタコフの「第二次世界大戦期における日独軍事・政治協力」<sup>75)</sup>(以下、「クタコフ論文」)ならびにA.N. ニコラエフの「軍国主義日本に対する勝利40周年記念に向けた出版物」<sup>76)</sup>(以下、「ニコラエフ論文」)が寄稿されている。本章では、ゴルバチョフがソ連共産党書記長に就任する直前に刊行された『日本年鑑 1984』と

ゴルバチョフ政権誕生後1年ほど経って刊行された『日本年鑑 1985』で展開されている「対日戦勝利40周年記念論文」における「対日戦勝利」ならびに「北方領土問題」に関するソ連側の論理の展開を明らかにする。以上の分析により、ゴルバチョフ政権誕生前後の時期において、ソ連における「対日戦勝利」という政治的イデオロギーの中で「北方領土問題」がいかに「政治的意義」づけされてきたかについて解明することが可能となると考える。

「タムギンスキー論文」では、まず、第1段落で、「40年前の1945年秋、ソ連軍は3週間で日本関東軍を壊滅させ、中国北東部、朝鮮北部、南サハリンおよびクリル諸島を解放した」こと、「1945年9月2日に日本が無条件降伏に調印し、非軍事化と民主化について規定したポツダム宣言の全条件を受け入れた」ことが言及されている<sup>77)</sup>。その上で、「対日戦勝利によって第二次世界大戦は終結し、1937年に日本が中国を襲撃してから極東地域で10年ほど続いた流血の惨事を終わらせた」、「ソ連の対日参戦は人道的見地からやむを得なかったことであり、第二次世界大戦終結を早め、不必要な犠牲や破壊から日本人を含む諸国民を救出した」との論理が展開されている<sup>78)</sup>。

そして、米軍の損害が甚大になることからアメリカがソ連の対日参戦を強く望んだ経緯が詳述され、ヤルタ協定によってソ連へ南サハリンおよびクリル諸島が「返還」されたとの主張が、以下のようになされている。「ソ連の早期対日参戦を要求しつつ、アメリカ政府とイギリス政府はヤルタで取り決められた合意を遵守することを確認した。既に知られているように、1945年2月11日に調印されたヤルタ協定には、特に、ソ連への南サハリンおよびクリル諸島の返還が規定され、また、ソ連・アメリカ・イギリスの三国列強指導者たちが、欧州における戦争が終結し、ドイツが降伏してから2～3か月後にソ連が対日参戦することに合意したことが記されている。」<sup>79)</sup>と。さらに、ソ連が「ファシストの疫病から諸国民を解放したという榮譽」を得て第二次大戦を終結させたということが主張されている<sup>80)</sup>。

日ソ中立条約に関しては、松岡外相、東条首相等の発言を引用して同条約の真の違反者は日本であるとの主張を正当化するデータや資料、事件について詳細に記述しながら、「ソ連がソ日中立条約を破棄し、ヒトラー・ドイツとファシスト・イタリアとの緊密な連携の中でソ連とその同盟国に対して背信的な行動を取っていた日本と交戦状態に入ったのは連合国の一員としての義務を果たすため」であり、「ソ日中立条約はソ連側が破って背信的に日本を襲撃したというブルジョア・プロパガンダは日本の世論を反ソへと誘導する試み」であるとしている<sup>81)</sup>。また、「日本の軍国主義化コースは、広範なプロパガンダキャンペーンを展開させることとなり、ショービニズムとナショナリズムのムードを膨張している」と現代日本の「軍国主義化コース」が批判されている<sup>82)</sup>。そして、以下の段落で締めくくられている。「日本軍国主義の粉碎から40周年を記念するにあたり、平和を愛する民主的世論は日本とその周辺における危険な状況に対して警戒心を高めている。日本の人民を含め、善良な意志を有した人々は、日本で再び全世



界と国際的な安全保障にとって脅威をもたらす軍国主義的傾向が強まっていることに警鐘を打ち鳴らしている。日本軍国主義の粉砕 40 周年が思い起こさせるものは二度と繰り返されてはならない日本の歴史の悲劇的な時期だけではない。国家を戦争と侵略という破綻への道と駆け立てる現代日本の政治家や軍人に対する深刻な警告とならなければならない。」<sup>83)</sup> と。

このように、「タムギンスキー論文」は、全体として、日本国内の軍国主義化コースを批判し、当時の日本政府が経済力に見合う政治的役割を果たしたいという欲求について、強い警戒を示している論文であると言える。「北方領土問題」に関するソ連側の論理としては、「ソ連はアメリカの強い要求に応じてやむなく中立条約を破棄し、連合国の一員として軍国主義日本を壊滅させて第二次世界大戦を終結させ、ファシスト国家から諸国民を解放し、クリル諸島も『解放』した」こと、「ヤルタ協定によりソ連へクリル諸島は『返還』された」ことが主張されている。つまり、対日戦勝利と第二次大戦終結はイコールで結ばれ、第 1 段落ならびに最終段落からは、現在再び「軍国主義化」されつつある日本への警戒を訴えることで、40 年前の軍国主義国家であった日本を壊滅させ、クリル諸島を「解放」したことを正当化する論文となっているのである。

一方、「クタコフ論文」では、反ソ的な「日独防衛協定 (Антикоминтерновский пакт)」や「日独伊三国同盟」への参加、1938 年のソ連領ハサン湖地域への軍事攻撃、ソ連の同盟国モンゴル領への大規模軍事侵入といったような日本政府が取ったソ連に敵対する行動を挙げながら、「ソ連に対する根拠のない不法な領土要求のため、日本はソ連との戦争には参加せず、それゆえ、敗北を喫した日本を侵略者と関連づける根拠はないとの虚偽の主張を推し進めている」日本の政治家や研究者の立場が批判されている<sup>84)</sup>。また、1941 年から 1943 年にかけての関東軍の対ソ戦準備や日本軍のソ連国境不法侵入に関するデータなどを詳細に示しながら、日本がドイツ、イタリアとの関係を強化しながらソ連との戦争の準備をしていたと主張し、「ソ日中立条約の真の違反者は日本であり、ソ連はやむなくソ日中立条約を破棄した」ということが強調されている<sup>85)</sup>。そして、最後に、ソ連が日本からアジア諸国民を解放し、極東における自国の国益を確保し、第二次大戦を終結させたということが最終段落で以下のように主張されている。「1945 年 8 月 9 日、ソ連は対日参戦した。ソ連政府は、極東地域の戦争の火種を根絶し、アジアの諸国民を日本の圧政から開放し、極東地域における我が国の国益を確保し、日本と日本によって占領された国々において長期間にわたる破壊的な戦争の脅威から日本国民を含む数千万人の人々を救いながら、全面的な平和の到来を早めることを目指したのである。ソ連軍による関東軍の壊滅は日本の降伏と第二次世界大戦終結を決定づけた」<sup>86)</sup> と。

冒頭で日本のソ連への「北方領土」返還要求に対する批判をしている「クタコフ論文」では、「タムギンスキー論文」と同様、第二次世界大戦を終結するための対日参戦という論理が展開されている。「北方領土問題」に関するソ連側の論理については、「『ソ連に対する根拠のない

不法な領土要求』のための『日本はソ連に参戦したわけではなく、侵略者ではない』との日本側の主張は虚偽である」との論理が展開されている。そして、「ソ連はやむなく中立条約を破棄して第二次世界大戦を終結させ、軍国主義日本からアジア諸国民を解放した」ことが主張され、「北方領土問題」を否定するためにソ連の日ソ中立条約破棄が正当化されており、対日戦勝利や第二次世界大戦終結に果たしたソ連の役割が強調されている。「クタコフ論文」は、「タムギンスキー論文」と同様、日本の領土要求の根拠となっているとソ連が主張する「日本は日ソ中立条約を破棄していない」との論理の打破を試みようとした論文であると言える。

「ニコラエフ論文」は、ソ連国防省軍事史研究所がまとめた「軍国主義日本に対する勝利40周年記念」に向けて書かれた、「日本の軍隊：歴史と現代」(モノグラフ)、「東部での勝利」(モノグラフ)、『被告人席の軍国主義者』(書籍)、『軍国主義日本の壊滅とアジアにおけるソ連の解放任務』(論文集)の4つの出版物を紹介したものだ。同論文では、ソ連が軍国主義日本の壊滅に果たした役割を裏づけると主張するいくつかのソ連の研究を紹介しながら、まず、「多くのブルジョア学者の研究で、歴史のすり替え、第二次世界大戦の極東戦線における軍事事件の実際の成行きや帰結の歪曲、日本の軍国主義の残虐な性格の弁護、ソ連が日本軍国主義の壊滅に果たした役割の軽視」が試みられていることについて指摘されている<sup>87)</sup>。ここでは、「ファシスト諸国ブロック」という言葉を用いて日本とドイツの関係性を強調しながら、「ソ連が軍国主義日本の粉碎に果たした決定的な役割」、「ソ連の第二次大戦時のアジア解放任務」、「第二次大戦勝利という成果」が評価されている<sup>88)</sup>。同時に、1918年から1922年のソ連国内における内戦過程での日本の極東干渉を批判し、日本の対ソ侵略政策を「証明」するための資料を多数紹介することで、ソ連国民の歴史的記憶に訴えかけ、「ソ日中立条約の真の違反者は日本である」と強調している<sup>89)</sup>。そして、3大国である米英ソの緊密な政治・軍事・経済協力こそがファシスト・ドイツと軍国主義日本に対する勝利をもたらしたことが主張され、「帝国主義的な西側陣営による『冷戦』の勃発」や「敵意ある反ソプロパガンダキャンペーンの開始」、「第二次大戦の歴史の再検討」を批判し、ソ連が対日参戦によって第二次大戦を終わらせたことが正当化されているのである<sup>90)</sup>。

「ニコラエフ論文」では、第一段落でファシスト・ドイツと軍国主義日本に対する戦勝記念を同列に扱い、「ファシスト諸国ブロック」という言葉を用いて、日本とドイツの関係性を強調することで、「対独戦勝利」と「対日戦勝利」を「第二次大戦勝利」という大きなイデオロギーの枠内で同時に扱っている。そして、「ソ連はやむなく中立条約を破棄し、連合国の一員として軍国主義日本を壊滅させて第二次世界大戦を終結させ、アジアを解放した」ことが強調されている。この論文では、「北方領土問題」に関して直接言及されてはいないものの、日本の領土要求の根拠となっているとソ連が主張してきた「日本は日ソ中立条約を破棄していない」という日本側の論理の打破ならびにソ連の日ソ中立条約破棄の正当化が試みられ、「タムギンス

キー論文」や「クタコフ論文」の論理が踏襲されていることが分かる。

以上、ゴルバチョフ政権誕生前の「タムギンスキー論文」とゴルバチョフ政権が誕生して1年ほど経ってから公表された「クタコフ論文」ならびに「ニコラエフ論文」における「対日戦勝利」と「北方領土問題」に関するソ連側の論理を分析した結果、何が言えるだろうか。これら3本の論文の中では、第二次世界大戦を終結するための対日参戦という論理が展開され、「北方領土問題」を否定するためにソ連の日ソ中立条約破棄が正当化され、日本の領土要求の根拠となっているとソ連が主張する「日本は日ソ中立条約を破棄していない」という日本側の論理への反駁が試みられている。そして、日本による「ソ連に対する根拠のない不法な領土要求」に対抗するため、「対日戦勝利」という政治的イデオロギーの中において「北方領土問題」には、「ソ連はやむなく中立条約を破棄し、連合国の一員として軍国主義日本を壊滅させて第二次世界大戦を終結させ、軍国主義日本からアジア諸国民を解放し、結果としてクリル諸島は『解放』され、ソ連に『返還』された」という「政治的意義」づけがなされているのである。

「対日戦勝利40周年記念論文」の中でも、共産主義的レトリック、ソ連側の立場の強調、ソ連政府の「解放者」としての役割の強調が散見されていることは事実である。しかしながら、前章で分析した「日本外交論文」の中でなされた論理と同様、ソ連の外交政策が、「第二次世界大戦の結果」こそが現在の国際秩序を作り上げているという事実を重要な拠り所としていることが見て取れる。「第二次世界大戦の結果」を尊重することの重要性を強調している点、「ソ連に対する根拠のない不法な領土要求」という表現で日本側の作為性を強調する点で、ゴルバチョフ政権誕生前後の時期においても、「日本外交論文」でなされた論理が一貫して展開されていた。ゴルバチョフ政権誕生から1年経った時点で公表された「クタコフ論文」、「ニコラエフ論文」においても、「『北方領土問題』は第二次世界大戦の結果、解決済みであり、日本の領土要求は不法である」というソ連側の論理に変化は見られなかったのである。

### [3] ゴルバチョフ時代（1985 - 1991）の「北方領土問題」

ゴルバチョフ政権が誕生した1985年以降の『日本年鑑』についても、基本的にはそれ以前のものと同様で構成自体は変わっていないことから、本章でも、第1章と同様、主に「概観」内の日本外交に関する報告論文の中で展開されている「北方領土問題」に関するソ連側の論理の展開について分析したい。ただし、チェルネンコの死去に伴い、ゴルバチョフがソ連共産党中央委員会書記長に就任し、ソ連崩壊前の「ペレストロイカ」期においてソ連に新しい政治環境が生じたことを踏まえて、新しいソ連側の論理が生まれていた可能性について検証する。

V.N. アルセニエフは、1986年に刊行された『日本年鑑 1985』の「1984年の日本の外交政策」<sup>91)</sup>の中で、「1984年におけるソ日関係の発展に影響を与え続けたのは、1980年代初めに日本政府

によって取られた措置、すなわち、ワシントンによって無理に押し付けられた反ソ的『強硬制裁』政策に東京が参加した動きの否定的な結果である」ことを指摘している<sup>92)</sup>。そして、「日本におけるソ連に対する非友好的なキャンペーンにより、政治領域において、ソ日関係の雰囲気は深刻なほど暗いものとなったが、そのようなキャンペーンの過程で、日本は特に戦後処理の結果ソ連の主権下に回復したクリル諸島南部への不法な領土要求を推し進めていった」と主張する<sup>93)</sup>。

この論文では、「北方領土問題」とは、日本によって推し進められていった「戦後処理の結果ソ連の主権下に回復したクリル諸島南部への不法な領土要求」であるとされている。そして、このことを主張することにより、「第二次世界大戦の結果」を尊重することの重要性が指し示されている。

一方、D.V.ペトロフは、『日本年鑑 1986』の「1985年の日本の外交政策：困難な選択」<sup>94)</sup>の中で、1985年3月14日にモスクワで開かれたゴルバチョフと中曽根の会談での「ソ連は日本との互惠関係を様々な領域で発展させる用意がある」というゴルバチョフの発言を引用し、ソ連政府の日ソ関係を正常化したいという願望について言及している<sup>95)</sup>。また、ペトロフは、80年代初めに日本政府が対ソ「制裁」に参加して以来、日ソ関係において初めて良い環境が出来つつあり、貿易・経済関係の前進など、あらゆる方面での日ソ交流が活発に行われ、肯定的な見通しがあることについて指摘している<sup>96)</sup>。それにもかかわらず、日ソ間には深刻な意見の不一致が存在していることが言及され、特に、「公権力の明白な庇護の下崩れたソ連領要求をめぐるキャンペーン」が批判されている<sup>97)</sup>。

そして、日ソ平和条約締結についての交渉は継続されることが言及され<sup>98)</sup>、同時に、1985年の日ソ関係における本質的な好転が意味することについて、次のような指摘がなされている。「対等と相互利益の原則の厳格な遵守を基礎に、両国から善良な意志が発現し、困難を克服して妥協を探し求めること(поиску компромиссов)を心から志向すれば、相互に受け入れ可能な解決策に到達(достижение взаимоприемлемых решений)するための可能性が存在する」<sup>99)</sup>と。さらには、日ソ関係について、「相互性(взаимность)を基礎としてのみ首尾よく構築され得るのであり、その理解の中では、誰も第二次世界大戦の結果や国境の不可侵性を侵すようなことはしないであろう」とのゴルバチョフの発言が引用されている<sup>100)</sup>。

このペトロフの論文については、「ソ連は日本との互惠関係を様々な領域で発展させる用意がある」というゴルバチョフの発言について言及され、さらには、80年代初めに日本政府が対ソ「制裁」に参加して以来、日ソ関係において初めて良い環境が出来つつあることが指摘されており、日ソ関係の見通しを含め両国関係全体が肯定的に評価されていると言える。また、「妥協の探求(поиску компромиссов)」、「相互に受け入れ可能な解決策への到達(достижение взаимоприемлемых решений)」という表現で日ソ関係を正常化したいとのソ連政府の願望が読

み取れる。しかしながら、それでも両国間の意見の不一致の存在は無視されておらず、「対等と相互利益の原則」という表現は用いられてはいるものの、日ソ関係の発展のためには、「第二次世界大戦の結果や国境の不可侵性を侵すようなことはしない」という理解が必要であると主張されており、「『北方領土問題』は第二次世界大戦の結果、解決済みである」というソ連側の論理が強調されているのである。

『日本年鑑 1987』に掲載されたS.I. ヴェルビツキーの「日本の外交政策における新たな傾向」<sup>101)</sup>では、日ソ関係を考慮するよりもアメリカとの同盟関係を重視するといった日本の対ソ政策が西欧諸国の対ソ政策と同化しつつある状況について指摘されている<sup>102)</sup>。また、1980年代半ばから、中曽根政権のもと、日本においてナショナリズムが強まる傾向が顕著になってきていることが指摘され、特に、中曽根首相の「健全な新しい」ナショナリズムは必要不可欠のものであるとの考えについて注意が払われ、そのような政策の否定的な影響についても言及されている<sup>103)</sup>。そして、ヴェルビツキーは、「北方領土問題」に関し、「残念ながら、日本外交は『政経不可分』の原則を堅持する必要性を強調し始めた」と指摘し、そのことが日ソ関係に否定的な影響を与えたと結論づけている<sup>104)</sup>。

この論文では、日ソ関係の阻害要因としての<アメリカ要因>を前提としつつ、前年のD.V. ペトロフの論文においてなされた日ソ関係に対する肯定的な評価が抑えられている。そして、日本政府が「北方領土問題」に関して旧来の「政経不可分」の原則を堅持する必要性を強調し始めていることが批判され、そのことによって日ソ関係に否定的な影響が出ていることが指摘されている。

V.N. ブーニンとは、1989年に刊行された『日本年鑑 1988』の「1987年における日本の外交政策：グローバリスト傾向の強化」<sup>105)</sup>の中で、「1986年から1987年にかけて日ソ関係の中で達成された政治的前進がそれ以上発展することはなかった」と指摘する<sup>106)</sup>。また、ブーニンは、「1987年10月の日本の政治指導部の交替は、ソ連との関係において東京の公式路線の本質的な修正を生み出さなかった」と主張している<sup>107)</sup>。そして、竹下登首相が、自らの声明とは相反して、前指導部と同様、「ソ連との関係の改善の可能性を必ず『領土問題』の解決に結び付けようとする」やり方で日ソ関係の突破口を開こうとし続けているという結論を導き出している<sup>108)</sup>。

この論文において、『日本年鑑 1986』のD.V. ペトロフの論文における日ソ関係への肯定的な評価が終わっていることが分かる。そして、「ソ連との関係の改善の可能性を必ず『領土問題』の解決に結び付けようとする」やり方を批判することにより、日本における「北方領土問題」の政治的作為性を批判する論文となっている。

以上のことから言えることは、何か。確かに、ゴルバチョフ政権成立直後には、「ソ連は日本との互惠関係を様々な領域で発展させる用意がある」とか「ソ日平和条約締結についての交



渉は継続する」といった日本への肯定的なメッセージが多くなっているという新しい変化が見られる。しかしながら、「北方領土問題」に関するソ連側の論理については、「北方領土問題」へのアメリカ政府の関与や「第二次世界大戦の結果」を尊重することの重要性を指し示し、日本側の作為性を強調しながら、「クリル諸島南部は戦後処理の結果ソ連の主権下に回復したのであり日本の領土要求は不法である」、「第二次世界大戦の結果と国境の不可侵性は守られるべきである」という論理が、ゴルバチョフ政権成立後も一貫して展開されていたことが分かる。すなわち、ソ連時代においては、一貫して、「第二次世界大戦の結果」という政治的イデオロギーの中で「北方領土問題」の「政治的意義」づけがなされ、領土問題は解決済みとされたのである。

ソ連政府は、「第二次世界大戦の結果」という共通の言説を利用しながら、自らの政治的行為の所産であるとも言える「北方領土問題」に「政治的意義」を付与し続けてきた。そして、「北方領土問題」が第二次世界大戦後、サンフランシスコ講和条約の中で日本が放棄したと明記されているクリル諸島の一部である国後・択捉<sup>109)</sup>の返還まで求める日本側の要求である以上、なぜ、「第二次世界大戦の結果」という政治的イデオロギーの中で「北方領土問題」を解決済みとするソ連側の論理が貫かれてきたのか、その理由を理解することができよう。

既に述べたように、1986年5月30日のクレムリンでの安倍外相との会談において、ゴルバチョフは、「ソ日関係は相互性(взаимность)を基礎としてのみ首尾よく構築され得るのであり、その理解の中では、誰も第二次世界大戦の結果や国境の不可侵性を侵すようなことはしないであろう」<sup>110)</sup>と発言した。この発言は、「ペレストロイカ」や「グラスノスチ」、「新思考外交」など国内政策・対外政策を抜本的に変更したゴルバチョフでさえも、「第二次世界大戦の結果」と「国境の不可侵性の原則」を曲げることによって「第二次大戦勝利」という政治的イデオロギーを否定することはできなかったことを指し示している。そして、同発言は、1991年の日ソ首脳会談において、ゴルバチョフ大統領が平和条約締結後の歯舞・色丹の引き渡し義務について規定されている「56年宣言」を声明に明記することを最後まで拒否したことの論理的背景となるものであると言える。

### まとめにかえて

以上、ソ連時代の『日本年鑑』における日ソ関係に関するソ連の日本研究者の主張を、ソ連の政治的イデオロギーの中で「北方領土問題」がいかなる「政治的意義」を与えられてきたかという観点から分析してきた。ここで明らかになったことは、以下の通りである。

ゴルバチョフ政権成立前、同政権成立前後、同政権成立後という3つの時期に絞ってソ連側の論理を見た場合、その時々国際情勢の中で、現代日本の軍国主義化コースが批判されたり、ゴルバチョフ政権成立後には肯定的なメッセージが多くなったりと、対日メッセージの意味合

いには変化がみられる。

しかしながら、「北方領土問題」に関するソ連側の論理そのものが変化しているわけではなく、ゴルバチョフ政権成立前には、「北方領土問題」とは、「アメリカ政府の影響を受けながら、第二次世界大戦後に形成された現実を考慮したくない日本の特定支配勢力が、ソ連との平和条約交渉の継続を妨害することによって政治的に作り上げている問題である」との「政治的意義」が付与されてきた。また、同政権成立前後においては、「ソ連はやむなく中立条約を破棄し、連合国の一員として軍国主義日本を壊滅させて第二次世界大戦を終結させ、軍国主義日本からアジア諸国民を解放し、結果としてクリル諸島は『解放』され、ソ連に『返還』された」という「政治的意義」づけもなされてきた。そして、ゴルバチョフ政権成立後も、ソ連では一貫して第二次世界大戦に関する歴史の捏造が強く警戒され、「クリル諸島南部は戦後処理の結果ソ連の主権下に回復したのであり、日本の領土要求は不法なもので、第二次世界大戦の結果と国境の不可侵性は守られるべきだ」ということが強調し続けられてきたのである。

全体を通してソ連時代の『日本年鑑』を見た場合、1970年代には、年々、「第二次世界大戦の結果を尊重しない日本政府による南クリル諸島に対する不法な領土要求」への批判が高まっている。また、アメリカの強い影響についても何度も強調されている。こういった要素が日ソ関係を停滞させたソ連の研究者が考えていたことは重要であろう。そして、1980年代になり、アフガニスタンへ軍事介入したソ連に対する日本を含む西側陣営の厳しい経済制裁が実施され、1981年には「北方領土の日」が制定される中、日ソ関係が極度に悪化したことが言及されている。そのような状況はしばらく続くが、その後、1985年にゴルバチョフ政権が誕生し、ペレストロイカ期が到来すると、ソ連の研究者たちは日ソ関係の発展において好都合な要因が現れてきたことを指摘する。しかしながら、国際情勢がどれだけ変化しても一貫して行われてきた日本の「北方領土」返還要求のため、すでに1987年にはこのような前提条件は現実のものとはならなかったことが言及されている。日ソ間の領土問題は外交問題であり、日本側の政治的作為に対する反応としてソ連側は「第二次世界大戦の結果」という政治的イデオロギーの中で「北方領土問題」に「政治的意義」を付与し続け、対日外交を展開していったと言える。

そして、この論理の一貫性は、国内政策・対外政策の改革に着手したゴルバチョフでさえ、「第二次大戦後の国境線の変更は許さない」という立場を取り続けたことにも現れている。ロシア史や日ソ関係が専門の長谷川毅カリフォルニア大学教授は、1986年7月のウラジオストーク演説について、「日本にとって最大の関心事であった領土問題に関する言及がまったくなくなっていないことが最大の問題であった。しかも、ここには、『過去の諸問題にこだわることのない』『現実主義的な基盤』に基づく協力という表現で、領土問題を棚上げにすることが示唆されていたのである。」<sup>111)</sup>と「北方領土問題」に関してゴルバチョフが従来のソ連の立場から離れなかったことを批判した。また、同教授は、ゴルバチョフが「56年宣言」に戻るができなかつ

たことについても言及し<sup>112)</sup>、「ゴルバチョフは、日ソ関係に関しては、偏見にとらえられていた凡庸な政治家にすぎなかったのである」<sup>113)</sup>と結論づけている。

上記の研究は、「領土問題は解決済み」というソ連時代における公式の論理をソ連指導者が脱構築し得ることを前提に、ゴルバチョフ書記長の対日政策を批判したものであると言える。ここで、日本側の立場から日本政府の方針に同調するかどうかでソ連の新政権を評価するのではなく、ゴルバチョフ政権になっても変わらなかった論理の意味を考える必要性が生じてくる。むしろ、それでも、「第二次世界大戦の結果、クリル諸島南部はソ連の主権下に回復した」というソ連側の論理を変更しなかったことの意味を考えなければならない。「第二次世界大戦の結果は守られるべきである」というソ連側の論理はゴルバチョフ政権期になっても一貫して展開されていたのであり、「北方領土問題」は「第二次世界大戦の結果」という政治的イデオロギーの枠組みの中で一定の「政治的意義」づけがなされ続けていたのである。

また、日ロ関係の専門家である木村汎北海道大学名誉教授は、2013年2月に神戸市で開催された北方領土県民大会で、「現状では露側が譲歩することは不可能。政府は『ポスト・プーチン』をひとつの軸に、焦らず返還のタイミングを探るべきだ」と主張した<sup>114)</sup>。同氏の主張は、限定された時間軸の中でのロシア側の妥協の限度について指摘し、指導者と時間軸の変化によるロシア側の対日政策の変化の可能性を示唆するものであると言える。

だが、ソ連時代から現代ロシアにかけて一貫してロシアは「第二次世界大戦の結果」の正当性を主張しており、「北方領土問題」の解決に重要なのは、ロシアの国力・経済力の変化や指導者の交代などタイミングの問題ではなく、島の数の問題でもない。それゆえ、ロシアが最も危機的な状況であったソ連崩壊直後の1992年に非公式提案という形でなされたロシア側の最大限の譲歩であっても、4島返還ではなく、「56年宣言」に基づく歯舞・色丹の引き渡しと国後・択捉の交渉ないしは協議が妥協の限度であり、国後・択捉の引き渡しに即時合意することは不可能であった<sup>115)</sup>。ロシアの最大限の譲歩は「第二次大戦勝利」という政治的イデオロギーから自由になることはできなかったのであり、ロシア側の最大限可能な譲歩の限界を見極め、現代ロシア社会において「南クリルの問題」が政治的作為性を帯びながら政治的イデオロギーとしていかなる機能を果たしているかを把握することが重要である。そのためには、日ロ間の領土問題を分析するにあたり、ロシア国内政治の動向との関係で捉えることが必要であろう。

本稿においては、1972年からソ連崩壊までの期間を通して付与され続けてきた「北方領土問題」の「政治的意義」の内容を解明したことにより、第1に、「北方領土問題」に関するソ連側の立場を明確にし、ソ連の公式見解の持つ論理構成の特徴とその一貫性を解明し、ソ連の継承国家であるロシア連邦においても、こうした一貫した論理構成に依拠していることを明らかにすることができた。第2に、ソ連政府が「北方領土問題」の存在を否定してきた理由とその背景についても明らかにすることができた。このことにより、本稿の分析を通し、今後の研究

において、ソ連と現代ロシアにおける「北方領土問題」に関する論理の連関性と継続性を比較分析することが可能になったと考える。なお、本稿で行った『日本年鑑』資料を中心とした分析から、ソ連時代、「北方領土問題」がソ連の国内政治においていかなる政治的機能を果たしていたのかという論点が浮かび上がってきた。この点については、あらためて、ソ連末期に実施され始めたソ連国内の対日国民意識に関する世論調査等の実証分析を通して検証することが求められよう。今後そのような分析をするにあたって、ゴルバチョフ政権期に出てきた「相互に受け入れ可能な解決策への到達 (достижение взаимоприемлемых решений)」や「妥協の探求 (поиску компромиссов)」という表現が現ロシア政府にも受け継がれているという点の一つの論点となろう。

ソ連時代はゴルバチョフ政権末期まで日ソ間の領土問題について体系的な世論調査が取られることはなく、日本との領土問題の具体的内容やその経緯について積極的に国民に知らしめるということは行われなかった。一方、ソ連崩壊後のロシアにおいて一定の民主主義的システムが導入されることになり、現在、ロシア国民に対しては日本との領土問題についてもマスメディアを通して細部まで情報が提供されている。パノフ元駐日大使は、「平和条約問題に関して日本側の立場が強硬になる際にはいつも、ロシア世論の激しい反応を呼び起こすことになる」と述べ、「今やロシア世論の広範な社会層は、ソ連時代と根本的に異なり、日本との関係で領土問題が存在することを理解しているのみならず、その詳細についても知っているのである」と指摘する<sup>116)</sup>。一方、クナーゼ元外務次官は、「北方領土問題」について、ロシア国民を納得させられる法的根拠となり得るのは「56年宣言」しかなく、国後・択捉の日本側の要求に応えようとするならば、なぜ全クリルでないのか、なぜサハリンも含まれないのか、法的根拠がなくなってしまうと指摘している<sup>117)</sup>。

ロシア連邦政府が国民世論と向き合わざるを得ない中で「南クリルの問題」は現代ロシア社会においてどのような政治的機能を果たし始めているのか。日ロ領土問題について、なぜ、「第二次世界大戦の結果」といったソ連時代から一貫した論理が存在しているのか。現代ロシアにおいて対日領土問題交渉の最大限の譲歩がどこにあるのかを把握するためにも、これらの点について、ロシア国内の対日国民意識の展開を踏まえつつ、ロシアの国内政治における政治的作為性という観点から分析することが必要となろう。その分析については、別稿で行うこととする<sup>118)</sup>。

## 注

- 1) 日本における「北方領土問題」に関する先行研究の課題については、拙稿の(2007)「『北方領土』問題」に関する先行研究の到達点とその限界」『立命館国際関係論集 第7号』立命館大学国際関係学会、35 - 37頁ならびに(2014)「現代ロシアにおける『南クリルの問題』が果たす政治的機能—第2期プー

- チン政権(2004 - 2008)を中心に一『立命館国際地域研究 第40号』立命館大学国際地域研究所、110 - 111頁を参照のこと。
- 2) 1970年代前半には、『日本年鑑』のみならずソ連科学アカデミー各研究所の協力を得て、1971年には『アメリカ年鑑』が、1972年には『極東問題』が創刊されている。これは、1960年代末の世界政治における激動を経て、1970年代末に至るまでのいわゆる「デタント」期におけるブレジネフ政権の外交政策が反映されたものと考えられよう。
  - 3) Bottici, C., 2007, *A Philosophy of Political Myth*, New York, Cambridge University Press, p. 179.
  - 4) ソ連政治史・日ソ関係の専門家である下斗米伸夫・法政大学教授は、「第二次世界大戦から冷戦期におけるソ連外交は、三十年代からのスターリン外交が、別の文脈でさらに発展したものであった。そこには三つの要素が混在していた。」と述べ、それら三つの要素として、「イデオロギー外交で、つまり世界政治を資本主義と社会主義との闘争、この二つの世界観をめぐる対立の場と見る伝統的な階級闘争観」、「新英米路線」、「一種の地政学的な立場であって、とくに領土を拡張し、領土や版図を拡大する志向」を挙げている(下斗米伸夫(2005)『アジア冷戦史』中公新書、19 - 20頁)。
  - 5) ゴルバチョフ政権が誕生して以降、ゴルバチョフの新人事によって日ソ領土交渉に新たな局面が現れたことについては、たとえば、長谷川毅(2000)『北方領土問題と日ソ関係』筑摩書房、83 - 85頁、和田春樹(1990)『北方領土問題を考える』岩波書店、393 - 408頁。また、ゴルバチョフ政権誕生以降、開かれたとされる日ソ・日ソ関係の「機会の窓」については、東郷和彦(2007)「北方領土交渉秘録―失われた五度の機会」新潮社を参照のこと。
  - 6) 日本国外務省、ロシア連邦外務省『日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集 1992年版』44 - 45頁。
  - 7) 日ソ共同声明には、次の一文が含まれている。「四 海部俊樹日本国内閣総理大臣及びエム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領は、歯舞群島、色丹島、国後島および択捉島の帰属についての双方の立場を考慮しつつ領土画定の問題を含む日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約の作成と締結に関する諸問題の全体について詳細かつ徹底的な話し合いを行った。」(日本国外務省、ロシア連邦外務省、前掲資料集、44頁)。なお、日本語で「領土画定の問題を」とされている文言について、ロシア語では、проблему территориального размежевания という文言が使用されている(Панов А.Н. Россия и Япония: Становление и развитие отношений в конце XX начале XXI века (достижения, проблемы, перспективы) . М.: Известия, 2007, С. 228)。
  - 8) 当時ゴルバチョフ大統領が海部俊樹首相との日ソ首脳会談で声明に「56年宣言」の文言を入れることに対して一貫して拒否し続けた状況については、長谷川毅、前掲書、221 - 231頁。
  - 9) 大野正美(2013)「旧ソ連・ゴルバチョフ政権の北方領土問題検討文書について」『海外事情 平成25年11月号』拓殖大学海外事情研究所、66頁。
  - 10) 同文書の詳細な内容については、以下を参照されたい。朝日新聞機動特派員の大野正美記者による2013年4月24日付朝日新聞(朝刊)の記事。本田良一(2013)『日ソ現場史 北方領土―終わらない戦後』北海道新聞社、434 - 435頁ならびに461 - 462頁。また、文書作成の経緯を含め、同文書を分析したものとして、大野正美、前掲論文、64 - 82頁があるので、参照のこと。なお、筆者は同文書のロシア語原文「О ПРАВОВОМ ТИТУЛЕ НА ОСТРОВА ИТУРУП, КУНАШИР, ШИКОТАН И ХАБОМАИ (справка)」を複数の関係者から入手した。
  - 11) О ПРАВОВОМ ТИТУЛЕ НА ОСТРОВА ИТУРУП, КУНАШИР, ШИКОТАН И ХАБОМАИ(справка), С. 13.
  - 12) 本田、前掲書、435頁。



- 13) 日ロ領土交渉に直接携わった両国の元外務省高官はこの提案の存在を認め、具体的な内容についても言及している。アレクサンドル・パノフ (2004) 『雷のち晴れ一日露外交七年間の真実』(鈴木康雄訳) NHK 出版, 17 - 18 頁。東郷和彦, 前掲書, 164 - 170 頁。Панов А.Н. Указ. соч. С. 73. その内容に関しては、これまで、2002年5月21日付朝日新聞の記事、2002年12月24日付北海道新聞に掲載されたクナーゼ元外務次官の証言、2003年1月8日付産経新聞に掲載された東郷和彦元欧亜局長の証言などの新聞記事、あるいは佐藤和雄、駒木明義 (2003) 『検証 日露首脳交渉 - 冷戦後の模索』岩波書店, 27 - 28 頁, 本田, 同上 447 - 466 頁など新聞記者が取材内容などをまとめた出版物などで明らかにされてきた。「クナーゼ提案」の具体的内容については、齒舞・色丹の引き渡しを平和条約締結の後にするのか前にするのか、国後・択捉の交渉あるいは協議を行うのかどうか、という点でそれぞれ内容が食い違っている。このことについて、北海道新聞編集委員の本田良一記者は、92年8月14日のイズベスチヤ紙の記事、クナーゼ元外務次官の証言、東郷和彦元欧亜局長の証言を整理し、「クナーゼ提案」の内容の真相について迫っている (本田, 同上, 449 - 453 頁)。
- 14) ゲオルギー・クナーゼ元ロシア連邦外務次官への筆者による 2008年3月26日のインタビュー。
- 15) アレクサンドル・パノフ元ロシア連邦駐日大使への、筆者による 2014年3月20日のインタビュー。
- 16) 脚注 1 を参照。
- 17) Семенов А.С. 50 лет советско-японских отношений // Япония 1975. Ежегодник. М.: Наука, 1976, С. 68-81.
- 18) Там же. С. 69.
- 19) Там же. С. 70.
- 20) Там же. С. 71. これは、1956年8月19日に当時アメリカ合衆国国務長官であったダレスが、日本側が国後・択捉をソ連のものとして認めた場合は沖縄をアメリカ領とすると重光葵外相を「恫喝」した後、同年9月7日に谷正之駐米大使に手渡した、「クナシリ、エトロフの両島は (北海道の一部たるハボマイ諸島およびシコタン島とともに) 常に固有の日本領土の一部をなしてきたものであり、かつ正当に日本国の主権下にあるものとして認められなければならない」(本田, 前掲書, 369 頁) という日本の 4 島返還要求を支持した覚書のことを指すと思われる。なお、いわゆる「ダレスの恫喝」については、たとえば、本田, 同上, 366 - 369 頁を参照のこと。
- 21) Там же.
- 22) Там же. С. 74.
- 23) Там же.
- 24) 日本側の作為性については、当時、日本国内政治において、「北方領土問題」がいかに政治的イデオロギー化されていったかについて理解することが必要となる。日本では、1964年6月、「外務次官通達」により、それまで国後島、択捉島を指していた南千島という呼称を使わずに、国後島、択捉島、色丹島、齒舞群島を一括する「北方領土」という用語を使うよう指示が出され、それ以降、「北方領土」という呼称の使用が日本政府によって推進されていった。また、同通達を受け、1965年以降、根室市で「北方領土」という呼称で返還運動が始められていくことになる。1969年には「北方領土問題対策協会」が設立され、以降、社団法人「千島齒舞諸島居住者連盟」(1958年設立) や外務大臣許可公益法人である「北方領土復帰期成同盟」(1965年設立)、「北方対策本部」(1972年設立) とともに、1970年代、官主導の「北方領土」返還運動が全国的に展開されていき、全都道府県に返還要求会議が設置されることとなる。さらには、「北方領土問題教育指導者現地研修会」等を通して学校の社会科教育の強化がなされ、「北方領土」返還運動が体系化されていった。以上の日本における「4 島返還論」の形成については、岩下明裕 (2005) 『北方領土問題』中公新書, 201 - 206 頁ならびに黒岩幸子 (2014) 「日ロ

- 領土問題の解決を阻む要因について(上・下)『日本とユーラシア 2014年7月号・8月号』日本ユーラシア協会を参照。
- 25) *Петров Д.В.* Внешняя политика Японии 1975 // Япония 1976. Ежегодник. М.: Наука, 1977, С. 47-65.
- 26) Там же. С. 64.
- 27) Там же. С. 65.
- 28) ここで、「人工的に作り上げられた障害」という表現で「北方領土問題」の作為性が主張されていることについては、脚注24で述べたように、1960年代半ばから70年代前半にかけて日本で「北方領土問題」が政治的イデオロギー化されていったことに加え、1975年、当時三木武夫首相の外交ブレーンであった平沢和重が「2島先行返還論」を訴える論文を「フォーリン・アフェアーズ」に載せたものの、日本の新聞各紙から大きな批判を受け、政府が「4島一括返還方針は不変」と釈明したという事件が背景にあった可能性がある。つまり、1975年には、日本では「2島先行返還論」を許さない社会的ムードが形成されていたと言え、日本国内政治における「北方領土問題」の政治的作為性についてソ連側が認識していた可能性が存在する。この「平沢論文事件」については、本田、前掲書、410 - 412頁を参照のこと。
- 29) 日本における「北方領土問題」の政治的イデオロギー性については、脚注24で紹介した岩下、前掲書ならびに黒岩、前掲論文以外にも、拙稿(2007)『「北方領土」問題』に関する先行研究の到達点とその限界』『立命館国際関係論集 第7号』立命館大学国際関係学会、28 - 30頁を参照のこと。
- 30) *Вербицкий С.И.* Внешняя политика Японии: в поисках новой роли в мире // Япония 1977. Ежегодник. М.: Наука, 1978, С.57-79.
- 31) *Петров Д.В.* Внешняя политика Японии в 1977 г. // Япония 1978. Ежегодник. М.: Наука, 1979, С.45-68.
- 32) *Константинов Г.К.* Советско-японские отношения в области рыболовства // Япония 1978. Ежегодник. М.: Наука, 1979, С.69-82.
- 33) *Вербицкий С.И.* Указ. соч. С. 79.
- 34) Там же.
- 35) Там же.
- 36) 1977年春の日ソ漁業交渉を日ソそれぞれの交渉行動様式の非対称性に焦点をあてて分析したものとして、木村汎(2002)『遠い隣国』世界思想社、164 - 213頁。また、米ソなどによる200<sup>3</sup>漁業専管水域の設定がそれ以降の日本とソ連の漁業、特に北海道の漁業に与えた影響について、米国の戦略も踏まえつつ紹介したものとして、本田、前掲書、213 - 234頁。
- 37) *Петров Д.В.* Указ. соч. С. 63.
- 38) 一般に、ロシアでは、「大クリル諸島」は国後・択捉、「小クリル諸島」は歯舞・色丹のことを指す。
- 39) *Константинов Г.К.* Указ. соч. С. 75-76.
- 40) Там же. С. 76.
- 41) *Николаев Н.Н.* Некоторые проблемы внешней политики Японии // Япония 1979. Ежегодник. М.: Наука, 1980, С.47-64.
- 42) Там же. С. 62-63.
- 43) Там же. С. 63.
- 44) Там же.
- 45) О ПРАВОВОМ ТИТУЛЕ НА ОСТРОВА ИГУРУП, КУНАШИР, ШИКОТАН И ХАБОМАИ(справка), С. 2-12

- 46) *Петров Д.В.* Внешняя политика Японии на рубеже 70 – 80-годов // Япония 1980. Ежегодник. М.: Наука, 1981, С. 49-75.
- 47) Там же. С. 72.
- 48) Там же. С. 72-73.
- 49) *Васильев О.В.* Некоторые проблемы внешней политики Японии в 1980 г. // Япония 1981. Ежегодник. М.: Наука, 1982, С. 42-84.
- 50) Там же. С. 64.
- 51) Там же.
- 52) Там же.
- 53) Там же. С. 66.
- 54) 1980年に鈴木善幸政権が誕生してから納沙布岬に「北方館」や「四島のかげ橋」が建設され、1981年1月6日の閣議で日魯通好条約が締結された2月7日が「北方領土の日」として決定されるなど、日本政府による「北方領土問題」の政治的イデオロギー化が進められていった経緯については、本田、前掲書、366 – 369頁を参照のこと。
- 55) *Петров Д.В.* Внешняя политика Японии в 1981 г. // Япония 1982. Ежегодник. М.: Наука, 1983, С. 42-66.
- 56) Там же. С. 62.
- 57) Там же. С. 63.
- 58) 1979年のソ連によるアフガニスタンへの軍事介入の後に日本政府が発動した経済制裁のことを指すとされる。
- 59) *Петров Д.В.* Указ. соч. С. 63.
- 60) 脚注 38 を参照。
- 61) *Петров Д.В.* Указ. соч. С. 63.
- 62) Там же. С. 64.
- 63) Там же.
- 64) *Александров А.Н.* Особенности внешней политики Японии в 1982 г. // Япония 1983. Ежегодник. М.: Наука, 1984, С. 54-80.
- 65) Там же. С. 75.
- 66) Там же. С. 76.
- 67) Там же.
- 68) *Петров Д.В.* Внешняя политика Японии в 1983 г.: курс на подрыв разрядки // Япония 1984. Ежегодник. М.: Наука, 1985, С. 64-89.
- 69) Там же. С. 85.
- 70) Там же. С. 87.
- 71) Там же. С. 86.
- 72) 第2期プーチン政権が成立してから1年余りが経過した2005年9月27日、プーチン大統領は国民とのテレビ対話の中で、「クリルの島々—4島—に関する日本との交渉プロセスに関して言えば、それらはロシア連邦の主権下にある。このことは国際法によって認められた。これは第二次世界大戦の結果であり、まさにこの部分について、我々は何ら議論をするつもりはない。」と発言した（Президент России: Стенограмма прямого тел-и радиозвонка («Прямая линия с Президентом России»）（ロシア大統領府ホームページ、「テレビ・ラジオ生放送の速記録（「ロシア大統領との直接対話」）」） < <http://>

[www.kremlin.ru/transcripts/23190#sel=>](http://www.kremlin.ru/transcripts/23190#sel=>), 最終検索日 2014 年 10 月 15 日)。同大統領は、この時はじめて、「南クリルの問題」を「第二次大戦勝利」という政治的イデオロギーの中に明示的に位置づけた。

- 73) たとえば、ワレリー・キスタノフ現ロシア科学アカデミー極東研究所日本研究センター所長への筆者による 2014 年 3 月 14 日のインタビュー。アナトリー・コーシキン元ソ連共産党中央委員会国際部日本課主任への筆者による 2014 年 3 月 17 日のインタビュー。クナーゼ元ロシア連邦外務次官への筆者による 2008 年 3 月 26 日のインタビュー。パノフ元ロシア連邦駐日大使への筆者による 2014 年 3 月 13 日のインタビュー。ドミトリー・ストレリツォフ現モスクワ国際関係大学アジア・アフリカ学科長(ロシア日本研究者協会会長)への筆者による 2014 年 2 月 25 日のインタビュー。
- 74) *Тамгинский И.И.* 40 лет победы над милитаристской Японией // Япония 1984. Ежегодник. М.: Наука, 1985, С. 5-18.
- 75) *Кутаков Л.Н.* Военно-политическое сотрудничество Японии и Германии в годы второй мировой войны // Япония 1985. Ежегодник. М.: Наука, 1986, С.266-275.
- 76) *Николаев А.Н.* Книжки к 40-летию победы над милитаристской Японией // Япония 1985. Ежегодник. М.: Наука, 1986, С. 306-311.
- 77) *Тамгинский И.И.* Указ. соч. С. 5.
- 78) Там же.
- 79) Там же. С. 6-7.
- 80) Там же. С. 7.
- 81) Там же. С. 7-10.
- 82) Там же. С. 16.
- 83) Там же. С. 18.
- 84) *Кутаков Л.Н.* Указ. соч. С. 266.
- 85) Там же. С. 266-275.
- 86) Там же. С. 275.
- 87) *Николаев А.Н.* Указ. соч. С. 306.
- 88) Там же. С. 307-308.
- 89) Там же.
- 90) Там же. С. 309-310.
- 91) *Арсеньев В.Н.* Внешняя политика Японии в 1984 г. // Япония 1985. Ежегодник. М.: Наука, 1986, С. 51-71.
- 92) Там же. С. 68.
- 93) Там же.
- 94) *Петров Д.В.* Внешняя политика Японии в 1985 г.: трудный выбор // Япония 1986. Ежегодник. М.: Наука, 1987, С. 53-88.
- 95) Там же. С. 82.
- 96) Там же. С. 82-86.
- 97) Там же. С. 86.
- 98) Там же. С. 84.
- 99) Там же. С. 86.
- 100) Там же. С. 86-87.

- 101) *Вербицкий С.И.* Новые тенденции во внешней политике Японии // Япония 1987. Ежегодник. М.: Наука, 1988, С. 51-78.
- 102) Там же. С. 51.
- 103) Там же. С. 52-53.
- 104) Там же. С. 76-77.
- 105) *Бунин В.Н.* Внешняя политика Японии в 1987 г.: усиление глобалистских тенденций // Япония 1988. Ежегодник. М.: Наука, 1989, С. 46-65.
- 106) Там же. С. 62.
- 107) Там же. С. 63.
- 108) Там же.
- 109) クリル諸島の定義についての日本側の先行研究を整理したものとして、拙稿、前掲論文、28 - 35 頁。
- 110) *Петров Д.В.* Указ. соч. С. 86-87.
- 111) 長谷川毅, 前掲書, 97 頁。
- 112) 同上, 226-231, 237-238 頁。
- 113) 同上, 238 頁。
- 114) 毎日新聞 (神戸版, 朝刊), 2013 年 2 月 11 日付。
- 115) 脚注 13 を参照。
- 116) *Панов А.Н.* Указ. соч. С. 153-154.
- 117) クナーゼ元ロシア連邦外務次官への筆者による 2008 年 3 月 26 日のインタビュー。
- 118) 拙稿 (2014) 「現代ロシアにおける『南クリルの問題』が果たす政治的機能—第 2 期プーチン政権 (2004 - 2008) を中心に一」『立命館国際地域研究 第 40 号』立命館大学国際地域研究所を参照のこと。

## 参考文献

### 1. 著書・研究論文

- 長谷川毅 (2000) 『北方領土問題と日ロ関係』筑摩書房
- 本田良一 (2013) 『日ロ現場史 北方領土—終わらない戦後』北海道新聞社
- 岩下明裕 (2005) 『北方領土問題—4 でも 0 でも, 2 でもなく』中公新書
- 木村汎 (2002) 『遠い隣国』世界思想社
- 日本国外務省, ロシア連邦外務省 『日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集 1992 年版』
- アレクサンドル・パノフ (2004) 『雷のち晴れ—日露外交七年間の真実』(鈴木康雄訳) NHK 出版
- 佐藤和雄, 駒木明義 (2003) 『検証 日露首脳交渉—冷戦後の模索』岩波書店
- 下斗米伸夫 (2005) 『アジア冷戦史』中公新書
- 東郷和彦 (2007) 『北方領土交渉秘録—失われた五度の機会』新潮社
- 和田春樹 (1990) 『北方領土問題を考える』岩波書店
- 黒岩幸子 (2014) 「日ロ領土問題の解決を阻む要因について (上)」『日本とユーラシア 2014 年 7 月号』  
日本ユーラシア協会
- (2014) 「日ロ領土問題の解決を阻む要因について (下)」『日本とユーラシア 2014 年 8 月号』  
日本ユーラシア協会



- 大野正美 (2013) 「旧ソ連・ゴルバチョフ政権の北方領土問題検討文書について」『海外事情 平成 25 年 11 月号』 拓殖大学海外事情研究所, 64 - 82 頁。
- 大崎巖 (2007) 「『北方領土』問題」に関する先行研究の到達点とその限界」『立命館国際関係論集 第 7 号』 立命館大学国際関係学会, 23 - 45 頁。
- (2014) 「現代ロシアにおける『南クリルの問題』が果たす政治的機能—第 2 期プーチン政権 (2004 - 2008) を中心に—」『立命館国際地域研究 第 40 号』 立命館大学国際地域研究所, 109 - 131 頁。

Bottici, C., 2007, *A Philosophy of Political Myth*, New York, Cambridge University Press.

О ПРАВОВОМ ТИТУЛЕ НА ОСТРОВА ИТУРУП, КУНАШИР, ШИКОТАН И ХАБОМАИ (справка) (筆者が入手した、ゴルバチョフ政権内部文書「イトゥルプ、クナシル、シコタン、ハボマイの諸島に対する権原について」)

Панов А.Н. Россия и Япония: Становление и развитие отношений в конце XX начале XXI века (достижения, проблемы, перспективы) . М.: Известия, 2007. – 311с.

Александров А.Н. Особенности внешней политики Японии в 1982 г. // Япония 1983. Ежегодник. М.: Наука, 1984, С. 54-80.

Арсеньев В.Н. Внешняя политика Японии в 1984 г. // Япония 1985. Ежегодник. М.: Наука, 1986, С. 51-71.

Бунин В.Н. Внешняя политика Японии в 1987 г.: усиление глобалистских тенденций // Япония 1988. Ежегодник. М.: Наука, 1989, С. 46-65.

Васильев О.В. Некоторые проблемы внешней политики Японии в 1980 г. // Япония 1981. Ежегодник. М.: Наука, 1982, С. 42-84.

Вербийский С.И. Внешняя политика Японии: в поисках новой роли в мире // Япония 1977. Ежегодник. М.: Наука, 1978, С.57-79.

——— Новые тенденции во внешней политике Японии // Япония 1987. Ежегодник. М.: Наука, 1988, С. 51-78.

Константинов Г.К. Советско-японские отношения в области рыболовства // Япония 1978. Ежегодник. М.: Наука, 1979, С.69-82.

Кутаков Л.Н. Военно-политическое сотрудничество Японии и Германии в годы второй мировой войны // Япония 1985. Ежегодник. М.: Наука, 1986, С. 266-275.

Николаев А.Н. Книги к 40-летию победы над милитаристской Японией // Япония 1985. Ежегодник. М.: Наука, 1986, С. 306-311.

Николаев Н.Н. Некоторые проблемы внешней политики Японии // Япония 1979. Ежегодник. М.: Наука, 1980, С.47-64.

Петров Д.В. Внешняя политика Японии в 1975 г. // Япония 1976. Ежегодник. М.: Наука, 1977, С. 47-65.

——— Внешняя политика Японии в 1977 г. // Япония 1978. Ежегодник. М.: Наука, 1979, С.45-68.

——— Внешняя политика Японии на рубеже 70 - 80-годов // Япония 1980. Ежегодник. М.: Наука, 1981, С. 49-75.

——— Внешняя политика Японии в 1981 г. // Япония 1982. Ежегодник. М.: Наука, 1983, С. 42-66.

————— Внешняя политика Японии в 1983 г.: курс на подрыв разрядки // Япония 1984. Ежегодник. М.: Наука, 1985, С. 64-89.

————— Внешняя политика Японии в 1985 г.: трудный выбор // Япония 1986. Ежегодник. М.: Наука, 1987, С. 53-88.

Семенов А.С. 50 лет советско-японских отношений // Япония 1975. Ежегодник. М.: Наука, 1976, С.68-81.

Тамгинский И.И. 40 лет победы над милитаристской Японией// Япония 1984. Ежегодник. М.: Наука, 1985, С. 5-18.

## 2. 新聞記事

朝日新聞（朝刊）2002年5月21日付。2013年4月24日付。

北海道新聞（朝刊）20012年12月24日付。

毎日新聞（神戸版，朝刊）2013年2月11日付。

産経新聞（朝刊）2013年1月8日付。

## 3. インタビュー資料（2008年3月，2014年2-3月，モスクワ）

ワレリー・キスタノフ現ロシア科学アカデミー極東研究所日本研究センター所長への筆者による2014年3月14日のインタビュー。

アナトリー・コーシキン元ソ連共産党中央委員会国際部日本課主任（現ロシア戦略策定センター上級研究員）への筆者による2014年3月17日のインタビュー。

ゲオルギー・クナーゼ元ロシア連邦外務次官（現ロシア科学アカデミー世界経済国際関係研究所主任研究員）への筆者による2008年3月26日のインタビュー。

アレクサンドル・パノフ元駐日本ロシア連邦特命全権大使（現ロシア科学アカデミー米国・カナダ研究所主任研究員）への筆者による2014年3月13日・3月20日のインタビュー。

ドミトリー・ストレリツォフ現モスクワ国際関係大学アジア・アフリカ学科長（ロシア日本研究者協会会長）への筆者による2014年2月25日のインタビュー。

## 4. ウェブサイト

Президент России: Стенограмма прямого тел-и радиоэфира («Прямая линия с Президентом России») (ロシア大統領府ホームページ, 「テレビ・ラジオ生放送の速記録（「ロシア大統領との直接対話」）」)

< <http://www.kremlin.ru/transcripts/23190#sel=> > (最終検索日 2014年10月15日)

(大崎 巖, 立命館大学大学院国際関係研究科博士課程後期課程)

*The Northern Territories problem* from the perspective of the Soviet Union:  
analyzing *YAPONIYA ezhegodnik* (yearbook JAPAN)

How well does Japan understand the Russian perspective on *the South Kuril Islands Dispute*? What are the origins of the contemporary Russian position on this territorial issue?

Despite a good deal of research in the field, Japanese scholarship is yet insufficient in understanding the Russian perspective on the territorial dispute between Japan and Russia, known as *the Northern Territories problem* in Japan and *the South Kuril Islands Dispute* in Russia. Understanding contemporary Russian politics on the above territorial dispute, which prevents both countries from realizing the full normalization of relations by signing a peace treaty and moving beyond Cold War era relations, requires a deeper inquiry into Soviet-period logic.

This paper calls for a closer look at the arguments of Soviet scholars on Soviet-Japanese relations. While it is commonly known that the Soviet Union denied the existence of *the Northern Territories problem*, the kind of arguments and reasons that underlay this position are much less well understood. The content of this paper covers the major contributions by Soviet scholars published in the annual Soviet journal on Japanese studies, *YAPONIYA ezhegodnik* from 1972 to 1990 and analyses the major development of the Soviet position related to Japan. Such analysis discusses the arguments of the Soviet scholars through two decades, revealing the fundamentals of the Soviet position, which include the importance of *the results of World War Two*, generally known in Russian as *the Great Patriotic War*, for the international order.

The above analysis helps to deepen understanding of the origins of Russia's stance in this unresolved territorial dispute and thus the connection and continuity between the Soviet and contemporary Russian approach towards the territorial dispute.

(OSAKI, Iwao, Doctoral Program in International Relations,  
Graduate School of International Relations, Ritsumeikan University)

